

(欄外注記3)
申請書

本校学則第六条五ノ次ニ別紙ノ如キ一項相加度候間御認可被成
下度此段申請候也

明治三十九年二月十三日

東京市神田区錦町二丁目二番地

私立中央高等予備校長

菊池武夫 印

東京府知事男爵 千家尊福殿

前書申請ニ付奥印候也

明治卅九年二月十三日 東京市神田区長 小原八十吉 印

六 学歴ニ依リ本校長ニ於テ中学校卒業者ト同等ノ学力アリト

認メタル者

第六条 入学者ノ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有

スルモノニ限ル

一、中学校卒業者

二、師範学校卒業者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験合格証書ヲ有スル

者

四、明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校ノ

予備試験ニ合格シタルモノ

五、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ于シテ(マテ)中学校卒業者ト

同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル学校ヲ卒業シ

77 中央高等予備校学則改正 (明治三十九年二月)

(欄外注記1) 明治卅九年二月十六日受
第二部学務課主任 属秋元雄次(印)

知事(代理・山田印) 第二部長(岡印) 学務課長(渋谷印)

私立学校学則中改正認可

(朱書) 〔午二甲一〇六五ノ二〕

東京市神田区錦町二丁目二番地

私立中央高等予備校長

菊池武夫 印

明治三十九年二月十三日付願其校学則中改正ノ件認可ス

年月日

知事

タル者

(欄外注記1)

「収受午二甲一〇六五号」「判決二月十七日」「施行二月十九日」

(欄外注記2)

「完結」「三十九年三月一日」

(欄外注記3)

「収受三十九年二月十三日・午二甲一〇六五号」

〔明治二十九年第一種文書類纂学事 私立各種学校第二 627 B5 22〕